

大船渡市危険空き家除却工事補助金 Q & A

令和 7 年 5 月 20 日時点

対象となる空き家の要件

Q 1 対象となる空き家の種類を具体的に教えてください。

A 1 専用住宅、または店舗や事務所等との併用住宅が対象です。
なお、併用住宅の場合は、住居部分の面積が延床面積の 1/2 以上のものが対象です。
長屋や共同住宅（アパートなど）は対象外です。

Q 2 「居住その他の使用実績が 1 年以上ない」とはどういう状態ですか。

A 2 居住だけでなく、作業場や倉庫等、いずれの用途でも使用しておらず、電気、水道、ガス等の中止届が出されてから 1 年以上経過している場合に該当します。

Q 3 補助の対象となる空き家かどうかを判定する基準を教えてください。

A 3 大船渡市危険空き家除却工事補助金交付要領第 2 に定める基準表の評点が 100 点以上であるほか、周囲への悪影響の度合いにより判定します。

補助対象者について

Q 1 亡くなった父名義の空き家を解体する場合、申請できますか。

A 1 相続人であれば申請できます。ただし、相続権を有する方が複数いる場合は、その全員から除却工事について同意を得たうえで、必要書類（同意書等）を提出いただくこととなります。

Q 2 空き家に抵当権が設定されている場合は、申請できますか。

A 2 抵当権など、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利者全員から同意を得たうえで、必要書類（同意書等）を提出いただくこととなります。

なお、空き家がある土地に所有権以外の権利が設定されている場合、要件は特にありませんが、土地所有者との間で問題が生じないよう、十分に話し合いをした上で申請してください。

補助対象工事について（対象事業）

Q 1 補助対象空き家の全部を除却する工事とは、具体的にどのようなものですか。

A 1 原則として、空き家を全て取り壊し更地にしていただくものとなりますが、特段の事情がある場合は、事前にご相談ください。

Q 2 塀や樹木の撤去、家財の処分費用及び解体除却後の整地費用は補助対象になりますか。

A 2 塀や樹木の撤去費用は補助対象となりますが、家財の処分費は対象外です。
整地費用は、除却跡地の管理に最低限必要なものであれば、対象経費に含めることができます。

Q 3 空き家周辺にある塀や樹木は残してもいいですか。

A 3 原則として全て解体し、更地にする必要がありますが、跡地の適切な管理上、やむを得ない場合は、事前にご相談ください。

Q 4 工事業者の要件を教えてください。

A 4 大船渡市内に事業所があり、(1)または(2)の要件を満たす事業者が対象となります。
(1) 「建設業法」に基づく業種（解体工事業、土木工事業、建築工事業のいずれか）の許可を受けている。
(2) 「建設工事に係る市減の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく岩手県知事による登録を受けている。

Q 5 除却工事はいつまでに終われば補助の対象となりますか。

A 5 補助金の交付決定を受けた年度の2月末までに完了するようお願いします。
(例：令和7年度に交付決定を受けた場合→令和8年2月末の完了)

Q 6 空き家の敷地内に倉庫として使用している建物があります。その建物を残しても補助の対象となりますか。

A 6 対象となりません。
空き家の敷地内の建物を全て取り壊し、更地にする必要があります。

Q 7 建て替えのための除却は対象になりますか。

A 7 対象となりません。

補助金の額について

Q 1 補助額の上限と、補助率について教えてください。

A 1 上限額は50万円、補助率は対象経費の4/5（1,000円未満切り捨て）です。
なお、除却工事に要する単価の上限額（1㎡当たり）は、木造住宅 33,000 円、非木造住宅 47,000 円です。（令和7年度の額。変更の場合あり）

事前調査申請について

Q 1 事前調査はどのようなものですか。

A 1 書類審査と現地調査を行います。現地調査は、申請内容の確認と、市が定める危険空き家の基準に該当するかを判定します。

Q 2 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「特定空家等」に認定された場合、事前調査申請は必要ですか。

A 2 原則として申請不要ですが、必要書類や補助要件の確認のため、必ず相談をお願いします。

ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 2 項に規定する「勧告」を受けた特定空家等の場合は、補助金の交付対象外です。

申請手続きについて

Q 1 申請書はどこでもらえますか。

A 1 市役所住宅管理課（本庁舎 3 階）です。
大船渡市ホームページからもダウンロードできます。

Q 2 申請場所はどこですか。郵送でも申請できますか。

A 2 市役所住宅管理課（本庁舎 3 階）です。郵送での申請もできます。
必要書類が全て揃った時点での受付となります。事前に相談や申請書類を提出されていても、書類に不備等がある場合は受け付けしたとみなしませんので、ご注意ください。

Q 3 所有者・相続人以外の者が、申請手続きを代行することはできますか。

A 3 できますが、個人情報を含む書類を多数提出していただくため、委任状が必要です。

Q 4 手続きに必要な書類を教えてください。

A 4 (1) 事前調査申請

- ・事前調査申請書
- ・危険空き家の付近見取り図
- ・危険空き家の現況写真
- ・危険空き家の登記事項証明書

（未登記の場合は、固定資産税課税台帳または固定資産税課税明細書の写し）

※このほか、補助要件の確認のため、追加で書類の提出をお願いすることがあります。 例：併用住宅の場合、平面図または面積の詳細が分かる書類

(2) 補助金交付申請時

① 必ず必要なもの

- ・補助金交付申請書
 - ・誓約書（様式第 3 号の 2）
 - ・対象となる空き家がある土地の登記事項証明書
- （未登記の場合は、固定資産税課税台帳または固定資産税課税明細書の写し）
- ・除却工事の内容及び費用が分かる見積書の写し
 - ・市町村税に未納がないことを証明する書類（申請者分）
 - ・申請者の印鑑証明書

② 状況に応じて必要なもの

- ・関係権利者全員の同意書（様式第4号）
（相続人が申請する場合または補助対象空き家が共有名義の場合もしくは所有権以外の権利が設定されている場合）
- ・関係権利者全員の印鑑証明書
（相続人が申請する場合または補助対象空き家が共有名義の場合もしくは所有権以外の権利が設定されている場合）
- ・所有者と申請者等の相続関係が確認できる書類
（相続人が申請する場合）

Q 5 事前調査結果通知書で補助対象空き家に該当するとの判定をもらいましたが、工事が翌年度の着工になりそうな場合、通知書は有効ですか。

A 5 原則として、事前調査結果通知書は翌年度も有効です。ただし、この事業は国からの補助金を活用して実施しているため、制度変更により改めて申請が必要となる場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

Q 6 次の場合は補助の対象になりますか。

- (1) 申請前に危険空き家の解体工事の契約をした場合
- (2) 解体工事中の場合
- (3) 既に解体工事が終わっている場合

A 6 全て対象外です。解体工事の契約前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

Q 7 交付決定通知書を受領した後に工事内容に変更がある場合はどうしたらよいですか。

A 7 工事変更承認申請書を出してください。ただし、軽微な変更については申請不要となる場合もあるため、変更が生じる場合は速やかにご相談ください。

Q 8 次の場合、手続きはどうしたらよいですか。

- (1) 交付申請中に申請者が死亡した場合
- (2) 除却工事中に申請者が死亡した場合

A 8 (1)については、相続人が確定してから、改めて交付申請手続きをお願いします。
(2)については、変更手続きが必要となりますので、相談をお願いします。